



和歌山市公報

令和7年（2025年）8月1日
第1804号発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

61 和歌山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則・	(人事課)	3
62 和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・	(人事課)	6
63 和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・	(人事課)	7
64 和歌山市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則・	(消防総務課)	8
65 和歌山市一般不妊治療等の助成に関する規則の一部を改正する規則・	(地域保健課)	9

【告示】

250 自転車等の移動及び保管・	(まちなみ景観課)	10
251 自転車等の移動及び保管・	(まちなみ景観課)	11
252 放置自転車等の処分・	(まちなみ景観課)	12
253 地縁による団体の認可・	(市民自治振興課)	13
254 地縁による団体の告示された事項の変更の届出・	(市民自治振興課)	14
255 公示送達（令和7年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和6年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収））・	(介護保険課)	15
256 公示送達（令和6年度第1期から第10期まで国民健康保険料督促状）・	(国保年金課)	16
257 公示送達（令和5年度、令和6年度及び令和7年度国民健康保険料更生通知書並びに令和7年度国民健康保険料納入通知書）・	(国保年金課)	17
258 児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・	(障害者支援課)	18
259 市道路線の認定の一部改正・	(道路管理課)	19
260 道路区域の決定及び供用開始の一部改正・	(道路管理課)	20
261 市道路線の認定・	(道路管理課)	21
262 道路区域の決定及び供用開始・	(道路管理課)	22

【公告】

○ 道路位置の指定・	(建築指導課)	24
○ 東和歌山第二地区土地区画整理審議会委員選挙における立候補者・	(まちなみ景観課)	25
○ 東和歌山第二地区土地区画整理審議会委員選挙の投票を行わない旨・	(まちなみ景観課)	26
○ 指定道路の取り消し・	(建築指導課)	27
○ 開発行為に関する工事の完了・	(都市計画課)	28

【選挙管理委員会告示】

48 参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の一部の改正・	(選挙管理委員会事務局)	29
49 選挙管理委員会の招集・	(選挙管理委員会事務局)	30
50 選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額に関する規		

程（平成 5 年選挙管理委員会告示第 16 号）の一部を改正する規程・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	31
--	--------------	----

【 企業局規程 】

12 和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する 規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（企業総務課）	32
13 和歌山市企業職員の部分休業に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	（企業総務課）	34

【 企業局告示 】

24 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始・・・・・・・・	（企業総務課）	38
---------------------------------------	---------	----

和歌山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 17 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 61 号

和歌山市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 の見出し中「勤務日数等」を「勤務日数」に改め、同条中「であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるもの」を削る。

第 20 条の見出し中「承認の請求手続」を「申出及び変更並びに承認の請求の手続」に改め、同条第 1 項中「部分休業の」を「育児休業法第 19 条第 2 項の規定による申出及び同条第 3 項の規定による変更（第 4 項において「第 3 項変更」という。）並びに同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業の」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業承認等申請書」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業の承認の請求は、出退勤システム（出勤及び退庁の管理、年次有給休暇等の承認、時間外勤務等の命令その他の職員の勤務に係る事項についての情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の処理を専ら行う電子情報処理組織をいう。）により行うものとする。

第 20 条に次の 1 項を加える。

- 4 任命権者は、第 3 項変更について、子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第 3 項変更をしようとする職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。

別記様式第 5 号を次のように改める。

別記様式第 5 号（第 20 条関係）

部分休業承認等申請書

申請年月日 年 月 日			
(任命権者)		申請者 所 属 _____	
_____ 様		職 名 _____	
次のとおり申請します。		職員番号 _____	
		氏 名 _____	
1 申請に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生年月日	年 月 日生	
2 申出対象期間	年度		
3 申出内容	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② 1 年につき条例第 25 条の 4 で定める時間（10 日相当）を超えない範囲内	
4 申出内容の変更	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更月日	変更が必要な事情
		月 日	
5 部分休業の請求期間及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から	☐ 毎日	午前 時 分から 時 分まで
	年 月 日まで	☐ その他()	午後 時 分から 時 分まで
	年 月 日から	☐ 毎日	午前 時 分から 時 分まで
	年 月 日まで	☐ その他()	午後 時 分から 時 分まで
6 備考			

(注) 1 この申請書には、医師又は助産師が作成する出生証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、出生に係る届出の受理の証明書、養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託に係る措置決定通知書若しくは証明書その他の申請に係る子の氏名、申請者との続柄等及び生年月日を証明する書類又はそれらの写しを添付すること。

2 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号。以下「改正法」という。）附則第 2 条の規定により、改正法の施行の日前において改正法による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項から第 4 項までの規定の例により部分休業の申出及び変更並びに請求をする場合にあっては、この規則の施行の日前においても、この規則による改正後の第 20 条第 1 項の部分休業承認等申請書により申出及び変更並びに請求をすることができる。

（令和 7 年 7 月 17 日揭示済）

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 17 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 62 号

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 6 年規則第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」及び「の時間」を削る。

第 20 条の 3 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「第 19 条第 1 項の規定による」を「第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」に改め、「2 時間から当該の承認を受けて」を削る。

第 24 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 17 条の 2 第 2 項の規則で定める期間）

第 24 条の 2 条例第 17 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、対象職員（同項に規定する対象職員をいう。）の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 職員は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、この規則による改正後の第 20 条の 2 第 2 項及び第 20 条の 3 第 2 項の規定の例により、施行日以後における和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第 24 条の規定による介護休暇及び介護時間の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、施行日において同条の規定による請求とみなす。

（令和 7 年 7 月 17 日揭示済）

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 17 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 63 号

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年規則第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 16 条第 3 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「第 19 条第 1 項の規定による」を「第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」に改め、「連続した 2 時間から当該部分休業の承認を受けて」を削り、「範囲内）」の次に「の時間」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 会計年度任用職員は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、この規則による改正後の第 15 条第 3 項及び第 16 条第 3 項の規定の例により、施行日以後における介護休暇及び介護時間の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、施行日において行われた請求とみなす。

（令和 7 年 7 月 17 日揭示済）

和歌山市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 7 月 18 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 64 号

和歌山市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市消防職員委員会に関する規則（平成 8 年規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、」を「1 回以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 7 年 7 月 18 日揭示済）

和歌山市一般不妊治療等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 65 号

和歌山市一般不妊治療等の助成に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市一般不妊治療等の助成に関する規則（平成 20 年規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中

年 月 日（ 歳）												
個人番号												
年 月 日（ 歳）												
個人番号												

を

「

年	月	日	（ 歳）
年	月	日	（ 歳）

に、

」

「

【保険者名称】	【保険者番号】
【被保険者証の記号及び番号】	
【被保険者名】	

を

」

「

☐ 有	☐ 無
【保険者名称】	

に、「平成 23 年 4

」

月 1 日以後の治療・検査」を「不育症に対する治療及び検査」に改める。

別記様式第 2 号中「2 年間」の次に「（24 か月）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和 7 年 8 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 250 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 7 月 5 日及び同月 11 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 7 月 1 日、同月 11 日及び同月 15 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 7 年 7 月 18 日揭示済)

和歌山市告示第 251 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和 7 年 7 月 8 日、同月 9 日、同月 10 日、同月 14 日及び同月 15 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 7 年 7 月 18 日揭示済)

和歌山市告示第 252 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 18 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 90 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 7 年 7 月 19 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 4 月 5 日	令和 7 年 4 月 18 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 4 月 3 日及び同月 15 日	令和 7 年 4 月 18 日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和 7 年 4 月 3 日及び同月 14 日	令和 7 年 4 月 18 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

（令和 7 年 7 月 18 日揭示済）

和歌山市告示第 253 号

地縁による団体について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の認可をしたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 23 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 名称 弘西橘団地自治会

2 規約に定める目的

以下に掲げる地域内の共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。

- (1) 市報、回覧板の配布等区域内の住民相互の連絡及び親睦
- (2) 生活環境の向上並びに美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 防犯・防災意識の向上並びに防犯・防災設備の維持管理
- (4) 保有資産の維持管理
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要なこと

3 区域

和歌山県和歌山市弘西 6 4 3 番地 5～18、弘西 6 7 4 番地 5～6、弘西 6 7 4 番地 11～17、弘西 6 7 4 番地 19～28、弘西 6 7 4 番地 42～48、弘西 6 7 4 番地 50、弘西 6 7 4 番地 56、弘西 6 7 4 番地 60～68、弘西 6 7 4 番地 70～73、弘西 6 7 4 番地 76～79、弘西 6 7 4 番地 82、弘西 7 0 2 番地 2

4 主たる事務所の所在地 (登載省略)

5 代表者の氏名及び住所 (登載省略)

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無 なし

7 代理人の有無 なし

8 解散の有無 全会員の 4 分の 3 以上の承諾による総会の議決により解散

9 認可年月日 令和 7 年 7 月 23 日

(令和 7 年 7 月 23 日揭示済)

和歌山市告示第 254 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 24 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
西庄自治会	代表者の氏名及び住所	(登載省略)	(登載省略)	令和 7 年 6 月 22 日

(令和 7 年 7 月 24 日揭示済)

和歌山市告示第 255 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 7 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 7 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 7 年度第 2 期の納期は、 令和 7 年 8 月 12 日に変更する。
令和 6 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 6 年度 7 月期の納期は、 令和 7 年 8 月 12 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 7 年 7 月 30 日揭示済）

和歌山市告示第 256 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 7 月 30 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	期（月）別	種 別	備 考
令和 6 年度	第 1 期から 第 10 期まで	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和 7 年 8 月 9 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 7 年 7 月 30 日揭示済)

和歌山市告示第 2 5 7 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 7 月 3 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	種 別	備 考
令和 5 年度	国民健康保険料更生通知書	納期は、令和 7 年 8 月 2 5 日に変更する
令和 6 年度	国民健康保険料更生通知書	納期は、令和 7 年 8 月 2 5 日に変更する
令和 7 年度	国民健康保険料更生通知書	納期は、令和 7 年 8 月 2 5 日に変更する
令和 7 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 7 年 8 月 2 5 日に変更する

(別紙省略)

(令和 7 年 7 月 3 1 日揭示済)

和歌山市告示第 258 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 21 条の 5 の 25 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1504	リハビリテーションデイサービス紀のいえテラス	和歌山市中之島 1496	共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス	18 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
株式会社ともにあゆむ	和歌山市園部 4 1 6 - 1 1	令和 7 年 8 月 1 日	令和 13 年 7 月 3 日 1 日

(令和 7 年 8 月 1 日揭示済)

和歌山市告示第 2 5 9 号

市道路線の認定（令和 7 年告示第 1 3 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

表 3 4 - 2 2 7 の項中「3 4 - 2 2 7」を「3 4 - 2 2 8」に、「小倉 2 2 7 号線」を「小倉 2 2 8 号線」に改める。

（令和 7 年 8 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 2 6 0 号

道路区域の決定及び供用開始（令和 7 年告示第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

表 3 4 - 2 2 7 の項中「3 4 - 2 2 7」を「3 4 - 2 2 8」に、「小倉 2 2 7 号線」を「小倉 2 2 8 号線」に改める。

（令和 7 年 8 月 1 日掲示済）

和歌山市告示第 261 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、和歌山市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	起点 終点	備考
7-93	吹上 93 号線	和歌山市吹上 3 丁目 和歌山市吹上 3 丁目	
7-94	吹上 94 号線	和歌山市吹上 3 丁目 和歌山市吹上 3 丁目	
11-256	宮 256 号線	和歌山市鳴神 和歌山市鳴神	
16-201	宮前 201 号線	和歌山市中島 和歌山市中島	
19-123	三田 123 号線	和歌山市和田 和歌山市和田	
21-220	木本 220 号線	和歌山市榎原 和歌山市榎原	
24-179	西和佐 179 号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖	
24-180	西和佐 180 号線	和歌山市栗栖 和歌山市栗栖	
24-181	西和佐 181 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
24-182	西和佐 182 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
24-183	西和佐 183 号線	和歌山市岩橋 和歌山市岩橋	
25-178	岡崎 178 号線	和歌山市森小手穂 和歌山市森小手穂	
36-85	山口 85 号線	和歌山市里 和歌山市里	
38-174	雑賀 174 号線	和歌山市塩屋 5 丁目 和歌山市塩屋 5 丁目	
41-226	名草 226 号線	和歌山市内原 和歌山市内原	
41-227	名草 227 号線	和歌山市内原 和歌山市内原	

（令和 7 年 8 月 1 日掲示済）

和歌山市告示第 2 6 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和 7 年 8 月 1 日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から 1 4 日間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

整理番号	路線名	起点 ～ 終点	延長 (m)	幅員 (m)
7－93	吹上 9 3 号線	和歌山市吹上 3 丁目 1 番 7 7 地先 ～ 和歌山市吹上 3 丁目 1 番 7 3 地先	1 3 4 . 1	6 . 0 0
7－94	吹上 9 4 号線	和歌山市吹上 3 丁目 3 番 2 8 地先 ～ 和歌山市吹上 3 丁目 1 番 7 3 地先	4 7 . 2	6 . 0 0
11－256	宮 2 5 6 号線	和歌山市鳴神 1 0 3 3 番 7 地先 ～ 和歌山市鳴神 1 0 3 3 番 9 地先	6 8 . 3	6 . 0 0
16－201	宮前 2 0 1 号線	和歌山市中島 5 5 6 番 7 地先 ～ 和歌山市中島 5 5 6 番 1 7 地先	1 0 2 . 8	6 . 0 0
19－123	三田 1 2 3 号線	和歌山市和田 1 1 9 8 番 4 地先 ～ 和歌山市和田 1 1 9 9 番 3 地先	5 7 . 9	6 . 0 0
21－220	木本 2 2 0 号線	和歌山市榎原 3 0 1 番 2 地先 ～ 和歌山市榎原 3 0 1 番 6 地先	6 9 . 0	5 . 0 0 ～ 6 . 0 0
24－179	西和佐 1 7 9 号線	和歌山市栗栖 4 6 番 5 地先 ～ 和歌山市栗栖 4 6 番 8 地先	6 9 . 5	6 . 0 0
24－180	西和佐 1 8 0 号線	和歌山市栗栖 4 6 番 1 1 地先 ～ 和歌山市栗栖 4 6 番 4 地先	3 3 . 5	6 . 0 0
24－181	西和佐 1 8 1 号線	和歌山市岩橋 1 0 5 6 番 5 地先 ～ 和歌山市岩橋 1 0 5 6 番 1 地先	2 9 . 6	6 . 0 0
24－182	西和佐 1 8 2 号線	和歌山市岩橋 1 0 5 8 番 5 地先 ～ 和歌山市岩橋 1 0 6 0 番 1 地先	4 5 . 5	6 . 0 0
24－183	西和佐 1 8 3 号線	和歌山市岩橋 1 0 8 8 番 5 地先 ～ 和歌山市岩橋 1 0 8 8 番 4 地先	2 5 . 5	6 . 0 0
25－178	岡崎 1 7 8 号線	和歌山市森小手穂 7 2 5 番 5 地先 ～ 和歌山市森小手穂 7 2 5 番 7 地先	1 0 4 . 3	6 . 2 0
36－85	山口 8 5 号線	和歌山市里 2 7 0 番 6 地先 ～	3 6 . 8	6 . 0 0

和歌山市公報（第 1 8 0 4 号）		令和 7 年（2 0 2 5 年）	8 月 1 日
	和歌山市里 2 7 0 番 8 地先		

3 8 - 1 7 4	雑賀 1 7 4 号線	和歌山市塩屋 5 丁目 1 4 1 番 1 地先 ～ 和歌山市塩屋 5 丁目 1 3 0 番 9 地先	1 0 4 . 3	2 . 0 0 ～ 6 . 0 0
4 1 - 2 2 6	名草 2 2 6 号線	和歌山市内原 8 7 2 番 4 地先 ～ 和歌山市内原 8 9 0 番 6 地先	1 3 8 . 4	4 . 8 0 ～ 6 . 0 0
4 1 - 2 2 7	名草 2 2 7 号線	和歌山市内原 8 9 0 番 6 地先 ～ 和歌山市内原 8 8 8 番 4 地先	2 6 . 5	6 . 0 0

(令和 7 年 8 月 1 日揭示済)

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和 7 年 7 月 24 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 7 年 7 月 17 日 和建指第 2765 号	和歌山市榎原字沖ノ城 7 番 5 の一部	和歌山市餌差町一丁目 36 番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林 裕介	6.00m × 19.44m 6.20m × 27.84m 47.28m

(令和 7 年 7 月 24 日揭示済)

公 告

令和 7 年 8 月 9 日に実施する和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 2 4 条第 5 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 宅地所有者が選挙する委員の候補者
(登載省略)
- 2 借地権者が選挙する委員の候補者
(登載省略)

(令和 7 年 7 月 2 5 日揭示済)

公 告

令和 7 年 8 月 9 日に実施予定の和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理審議会委員選挙については、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので土地区画整理法施行令（昭和 3 0 年政令第 4 7 号）第 2 6 条の規定により、投票を行わない。

令和 7 年 7 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（令和 7 年 7 月 2 5 日揭示済）

公 告

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路（整理番号 08－65b）の指定を取り消したので、公告する。

令和 7 年 7 月 29 日

和歌山市長 尾花 正啓

- 1 整理番号：08－65b
- 2 取り消しする指定道路の種類：第 42 条第 2 項の規定による指定に係る道路
- 3 指定取り消しの年月日：令和 7 年 7 月 24 日
- 4 取り消しする指定道路の位置：
和歌山市今福四丁目 99 番 15 の内、99 番 16 の内、99 番 36 の内、99 番 38 の内、99 番 39 の内
- 5 取り消しする指定道路の延長及び幅員：
延長 18.000メートル
幅員 4.00メートル

（令和 7 年 7 月 29 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市井辺字新出 84 番 1、津秦字師匠田 239 番 1、239 番 2、水路	和歌山市中之島 1518 番地 中之島 801 ビル 5 階 ヤマイチエステート株式会社 代表取締役 山田 茂

（令和 7 年 8 月 1 日掲示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 48 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者の一部を、次のように改正する。

令和 7 年 7 月 18 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

（別紙省略）

（令和 7 年 7 月 18 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 49 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 7 月 24 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 7 年 8 月 1 日（金）午前 10 時 00 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 36 番地
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - （1） 選挙人名簿から抹消するについて
 - （2） 在外選挙人名簿に登録するについて
 - （3） 在外選挙人名簿から抹消するについて
 - （4） 選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額に関する規程の一部を改正する規程について

（令和 7 年 7 月 24 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 50 号

選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額に関する規程（平成 5 年選挙管理委員会告示第 16 号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 8 月 1 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮原 秀明

選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額に関する規程の一部を改正する規程

1 の（4）中「12,000 円」を「23,000 円」に改め、1 の（5）中「1,000 円」を「1,500 円」に、「3,000 円」を「4,500 円」に改め、1 の（6）中「500 円」を「1,000 円」に改め、3 の（2）中「10,000 円」を「20,000 円」に改め、4 の（1）中「10,000 円」を「15,000 円」に改め、4 の（2）中「15,000 円」を「20,000 円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（令和 7 年 8 月 1 日揭示済）

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 7 年 7 月 17 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

和歌山市企業局規程第 12 号

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和 41 年水道局規程第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「第 14 条の 4 第 1 項」を「第 14 条の 5 第 1 項」に改め、同条第 9 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」及び「の時間」を削る。

第 14 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削り、「育児休業法第 19 条第 1 項の規定による」を「1 日につき 2 時間を超えない範囲内で請求する育児」に改め、「2 時間から当該の承認を受けて」を削る。

第 14 条の 5 を第 14 条の 6 とする。

第 14 条の 4 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 14 条の 5 とし、第 14 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 14 条の 4 管理者は、和歌山市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 4 号）第 28 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）和歌山市職員の育児休業等に関する条例第 28 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3）対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 管理者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は令和 7 年 7 月 17 日から施行する。
- 2 職員は、この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、この規程による改正後の第 14 条第 9 項及び第 14 条の 2 第 2 項の規定の例により、施行日以後における介護休暇及び介護時間の請求をすることができる。この場合において、当該請求は、施行日において行われた請求とみなす。
- 3 管理者は、施行日前においても、この規程による改正後の第 14 条の 4 第 2 項の規定により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（令和 7 年 7 月 17 日揭示済）

和歌山市企業職員の部分休業に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 7 年 7 月 17 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

和歌山市企業局規程第 13 号

和歌山市企業職員の部分休業に関する規程の一部を改正する規程

和歌山市企業職員の部分休業に関する規程（平成 4 年水道局規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「一部」を「全部又は一部」に改める。

第 2 条の次に次の 3 条を加える。

（部分休業をすることができる非常勤職員の勤務日数）

第 2 条の 2 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、1 年間の勤務日が 121 日以上であるものとする。

（部分休業の申出）

第 2 条の 3 部分休業の請求をしようとする職員は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

（1）1 日につき 2 時間を超えない範囲内についての部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）

（2）非常勤職員以外の職員において、1 年につき 77 時間 30 分を超えない範囲内又は非常勤職員において、当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間の範囲内についての部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）

（部分休業で定める特別の事情による申出の変更）

第 2 条の 4 特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかった事実が生じたことによる変更をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める事情とする。

第 3 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内で」を「第 1 号部分休業の承認は」に改め、同条第 2 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から育児時間又は介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 3 条の 2 第 2 号部分休業の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき当該勤務時間の時間数

（２） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき当該残時間数

第 4 条の見出し中「承認の請求手続」を「申出及び変更並びに承認の請求の手続」に改め、同条第 1 項中「部分休業」を「部分休業の申出及び第 2 条の 4 の規定による変更並びに第 1 号部分休業」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業承認等申請書」に改め、同条第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 2 号部分休業の承認の請求は、出退勤システム（出勤及び退庁の管理、年次有給休暇等の承認、時間外勤務等の命令その他の職員の勤務に係る事項についての情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の処理を専ら行う電子情報処理組織をいう。）により行うものとする。

第 4 条に次の 1 項を加える。

4 管理者は、第 2 条の 4 の規定による特別の事情による変更について、子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、変更をしようとする職員に対し、証明書類の提出を求めることができる。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（部分休業の承認の取消事由）

第 5 条の 2 部分休業の承認の取消事由は、職員が第 2 条の 4 の規定による特別の事情による変更をしたときとする。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

部分休業承認等申請書

申請年月日 年 月 日			
和歌山市公営企業管理者		申請者 所 属 _____	
_____ 様		職 名 _____	
次のとおり申請します。		職員番号 _____	
		氏 名 _____	
1 申請に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日生	
2 申出対象期間	年度		
3 申出内容	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② 1 年につき第 2 条の 3 第 2 号で定める時間 (10 日相当) を超えない範囲内	
4 申出内容の変更	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更月日	変更が必要な事情
		月 日	
5 部分休業の請求期間及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から	☐ 毎日 ☐ その他()	午前 時 分から 時 分まで
	年 月 日まで		午後 時 分から 時 分まで
	年 月 日から	☐ 毎日 ☐ その他()	午前 時 分から 時 分まで
年 月 日まで	午後 時 分から 時 分まで		
6 備 考			

(注) 1 この申請書には、医師又は助産師が作成する出生証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、出生に係る届出の受理の証明書、養子縁組届受理証明書、事件が係属している家族裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託に係る措置決定通知書若しくは証明書その他の申請に係る子の氏名、申請者との続柄等及び生年月日を証明する書類又はそれらの写しを添付すること。

2 該当する□にはレ印を記入すること。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 号部分休業に掲げる範囲内において、この規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの規程による改正後の和歌山市企業職員の部分休業に関する規程（以下「新規程」という。）第 2 条の 3 第 2 号の規定の適用については、「7 7 時間 30 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、「10」とあるのは「5」とする。
- 3 職員は、施行日前において部分休業の申出及び変更並びに請求をする場合にあっては、施行日前においても、新規程第 4 条第 1 項の部分休業承認等申請書により申出及び変更並びに請求をすることができる。

（令和 7 年 7 月 17 日揭示済）

和歌山市企業局告示第 24 号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、告示の日から 2 週間、和歌山市企業局経営管理部下水道企画建設課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 18 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

1 公共下水道の供用開始

（1）供用を開始すべき年月日

令和 7 年 8 月 1 日

（2）下水を排除すべき区域

ア 中央終末処理場に下水を排除すべき区域

小雑賀 2 丁目、手平 6 丁目、湊、内原、毛見、今福 1 丁目、三葛、西小二里 1 丁目の各一部

イ 北部終末処理場に下水を排除すべき区域

西庄、島橋南ノ丁、古屋、梅原の各一部

（3）供用を開始しようとする排水施設の位置

前号表示の区域内

（4）供用を開始しようとする排水施設

分流式 湊、内原、毛見、西庄、島橋南ノ丁、古屋、今福 1 丁目、三葛、梅原、西小二里 1 丁目の各一部

合流式 小雑賀 2 丁目、手平 6 丁目の一部

2 終末処理場による下水の処理の開始

（1）下水の処理を開始すべき年月日

令和 7 年 8 月 1 日

（2）下水を処理すべき区域

前項第 2 号で下水を排除すべき区域とした表示の区域

（3）下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

ア 和歌山市三葛 510 番地の 1 中央終末処理場

イ 和歌山市本脇 653 番地の 2 北部終末処理場

（令和 7 年 7 月 18 日揭示済）